

三木町農業委員会
令和3年1月 定例会議事録

香川県木田郡三木町農業委員会

三木町農業委員会
令和3年1月定例会議事録

(会 期) 1日間
(開催年月日) 令和3年1月20日
(会議時間) 13:30～14:30
(開催場所) 香川県農業協同組合三木支店 大ホール
(議 題) 別紙のとおり

出席委員数 17名

1番 松田 隆雄 (欠席)	11番 高重 浩二
2番 香西 茂知	12番 白井 敏雄
3番 古市 哲	13番 吉原 博
4番 藤澤 勇一	14番 中川 詰郎
5番 鎌倉 茂雄	15番 横山 良秀
6番 溝渕 常雄	16番 岡田 久
7番 川田 正憲	17番 鎌倉 守
8番 鈴木 勤	18番 溝渕 廣明 (会長職務代理者)
9番 小川 正則	19番 高尾 壽一 (会長)
10番 鎌倉 博之 (欠席)	

(事務局)

1. 脇和彦主幹兼課長補佐
2. 小倉恵理副主幹
3. 谷洋司主任主事
4. 谷井直人主事

(別紙)

(1) 議案

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第4号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について

議案第5号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画について

報告第1号 農地法第5条の規定による許可の取消しについて

報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について

(2) 香川県農業会議常設審議委員会審議報告について

(3) その他

事務局

それでは、1月の三木町農業委員会定例会を開催いたします。今月の定例会はご案内申し上げた通り、農地法関係議案等11件と農用地利用集積計画についてそれぞれご審議をお願いします。その後に会長より香川県農業会議常設審議委員会審議状況報告をお願いいたします。本日の出席委員は19名中17名で、定足数に達していますので定例会は成立しています。定例会議事録署名委員につきましては、高重委員と白井委員をお願いいたします。それでは会長よろしくをお願いします。

会長

ただいまより定例会を開会いたします。今月は議案案件が5件と報告案件が1件です。あと、香川県農業会議常設審議委員会審議報告についてです。皆様の慎重審議をよろしくをお願いします。それでは議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について事務局から説明をお願いします。

事務局

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について

番号1 申請地：田中字砂古 3筆 7,016㎡
地目：田3筆
譲渡理由：その他
譲受理由：相手方の要望
権利：所有権移転売買

番号2 申請地：田中字茶臼 2筆 5,582㎡
地目：田2筆
譲渡理由：農業廃止
譲受理由：経営規模の拡大
権利：所有権移転売買

番号3 申請地：氷上字下氷谷原 1筆 749㎡
地目：田1筆
譲渡理由：その他
譲受理由：その他
権利：所有権移転売買

番号4 申請地：氷上字南氷谷原 2筆 882㎡
地目：田2筆
譲渡理由：労力不足
譲受理由：経営規模の拡大
権利：使用貸借権設定
契約期間：令和8年12月31日まで

番号1について説明します。

番号1については、個人で貸し借りしていたものを法人名義で買受するものです。下限面積等も問題ありません。

番号2について説明します。

番号2については、譲渡人の農業廃止により近隣耕作者である譲受人が買受するものです。下限面積等も問題ありません。

番号3について説明します。

番号3については、譲渡人労力不足により近隣耕作者である譲受人が買受するものです。下限面積等も問題ありません。

番号4について説明します。

番号4については、譲渡人労力不足により近隣耕作者である譲受人が借りるものです。下限面積等も問題ありません。

会長

ありがとうございました。それでは地元委員さんからの補足説明がありましたらお願いします。

6番委員

番号1については、譲受人は個人で借りていましたが、所有権移転をして農業をしていくという事で問題はないと思います。

事務局

地元委員が欠席のため事務局より説明します。番号2については、兼ねてより賃貸借設定し、譲受人が耕作していましたが、譲渡人が高齢により農業廃止すること、また売買価格の折り合いがついたため、契約を解約し所有権移転の申請に至ったものです。譲受人は認定農業者でもあることから許可相当と思われます。

14番委員

番号3と4については、特に問題はないと思います。

会長

ありがとうございました。番号1の譲受人についてちょっと説明をお願いします。

事務局

これまで個人で農業経営を行っていましたが、今回法人化することになりました。定款等も確認しましたが、農地を所有することに特に問題はないと思います。

会長

農地を買うので農地所有適格法人ということを確認して、農業委員会が申請を受け付けたということです。譲受人は、昨年11月に法人登記して初めて農地を所有することになったようです。

何か質問はありますか。

委員一同

(無し)

会長

ないようですので、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、承認される委員さんは挙手をお願いします。

委員一同

(挙手)

会長

満場一致で承認されました。それでは、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請について

番号1 申請地：田中字上田中 1筆 107㎡
地目：田1筆
現況：宅地1筆
目的：農業用倉庫兼作業所 1棟 141㎡
併用地：宅地346㎡
造成時期：昭和26年頃から

番号2 申請地：下高岡字鳥打 1筆 350㎡
地目：田1筆
現況：宅地1筆
目的：納屋2階建 1棟 89.35㎡
併用地：宅地254.54㎡
造成時期：昭和40年頃から

番号1について説明します。

番号1は無断転用の是正になります。

当該申請につきましては、無断転用になりますが無断転用部分には始末書が添付されており、その他、周辺農地等への影響はありませんでした。その他、特筆する疑義はありませんでした。

番号2について説明します。

番号2は無断転用の是正になります。

当該申請につきましては、無断転用になりますが無断転用部分には始末書が添付されており、その他、周辺農地等への影響はありませんでした。その他、特筆する疑義はありませんでした。

続きまして、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請について

番号1 申請地：田中字宮尾 1筆 435㎡
地目：田1筆
現況：田1筆
目的：住宅2階建 1棟 111.68㎡
権利の種類：所有権移転贈与

番号2 申請地：上高岡字桜木 1筆 672㎡
地目：田1筆
現況：雑種地1筆
目的：駐車場用地
権利の種類：使用貸借権設定
併用地：宅地474.87㎡
造成時期：令和2年3月頃から

番号1について説明します。

当該申請につきましては、土地改良区等の同意、その他法令の許認見込みがあること、他候補地と比較した上での代替性を満たすこと、資金に関しましては、支払い可能であるという書類が提出されております。その他、特筆する疑義はありませんでした。

番号2について説明します。

当該申請につきましては、無断転用ではありますが、周辺農地に影響を与えているものではなく、必要性もあったことや、代替性も検討されており、土地改良区の同意も添付されておりました。その他、特筆する疑義はありませんでした。

続きまして、議案第4号、農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について

番号1 申請地：平木字茶園 7筆 4,143㎡
地目：田5筆、畑2筆
変更前：平成30年10月11日から令和2年10月10日まで
変更後：平成30年10月11日から令和4年10月10日まで

番号2 申請地：池戸字高尾 4筆 509㎡
地目：畑4筆
変更：承継による譲受人変更

番号3 申請地：鹿庭字榎谷 2筆 1,448㎡
地目：田2筆
変更前：併用地991.84㎡
変更後：併用地2,883.84㎡

番号1について説明します。

当該申請につきましては、分譲住宅が予定どおり販売できなかったため、令和4年10月10日まで工期延長を行うものです。

番号2について説明します。

当該申請につきましては、平成14年に5条申請で許可をもらっていましたが、計画が実行されていない状態でした。今回、新たに譲受人が同様な内容で承継するものです。

番号3について説明します。

当該申請につきましては、令和2年11月に許可が出ていますが、併用地を追加して変更申請をするよう県の指示があり、それに従い申請されたものです。

会長

ありがとうございました。それでは現地調査を行っていますので、担当委員さんからご報告をお願いします。

11番委員

それでは、現地調査の報告を行います。1月分の農地法関連の申請について去る、令和3年1月13日(水)の午前9時から4条申請2件、5条申請2件、5条申請の事業計画変更申請3件につきまして、高尾会長、溝渕会長職務代理者、白井委員、私、事務局2名の合計6名、及び担当地区の農業委員、農地利用最適化推進委員にて現地調査を実施いたしました。現場では、申請区域の特定、隣接農地の状況、造成方法、排水方法等について、確認いたしました。その中で問題となったのは、4条申請 番号1、2、5条申請 番号2です。これらにつきましては、既に造成が行われておりましたが始末書が添付されておりました。その他の件につきましては特に問題ありませんでした。以上で現地調査の報告を終わります。

会長

ありがとうございました。それでは地元委員からの補足説明をお願いします。

18番委員

4条申請番号1については、元屋敷の農業用倉庫になります。排水等特に問題はありません。

13番委員

4条申請番号2については、両親が亡くなって相続したもので、その際地目が変更されていないことが分かり、是正するものです。周辺農地への影響するものもなく問題なしと思われます。

18番委員

5条申請番号1については、譲渡人と譲受人は親子です。分家住宅を建てるということです。排水等特に問題はありません。

5番委員

5条申請番号2については、譲渡人と譲受人は親子です。使用貸借を結び駐車場にするというこ

とです。特に問題はありません。

会長

ありがとうございました。それでは、各委員さんから何か質問はありませんか。

4 番委員

5 条計画変更申請番号 2 について、位置図になりますが、申請地に挟まれた緑で囲った部分は何ですか。

事務局

宅地となっています。

会長

4 条申請番号 1 について、200 m²未満の農業用倉庫の場合、転用申請は不要だと思うのですが、申請があったから受け付けたと。

4 番委員

会長から説明がありましたが、200 m²未満の農業用倉庫とかについては、転用申請はいらぬという取り決めがございます。しかしながら、併用地が宅地であるということも勘案しての申請かと思しますので、200 m²未満の申請についてはいらぬということをご承知おきください。

会長

ありがとうございます。他にありませんか。

3 番委員

5 条申請番号 2 について、駐車場で672 m²ということで面積が大きいですが、何か事業をされているのですか。

事務局

譲受人は、レンタカー、中古車販売を個人で経営しており、現在借りているところが、借地期間満了となるため、親所有の土地の中から選定し、レンタカー事業、中古車販売等の事業を継続して行うものです。

会長

他にありませんか。

委員一同

(無し)

会長

ないようですので、議案第2号農地法第4条の規定による許可申請について、承認される委員さんは挙手をお願いします。

委員一同

(挙手)

会長

満場一致で承認されました。続きまして、議案第3号農地法第5条の規定による許可申請について、承認される委員さんは挙手をお願いします。

委員一同

(挙手)

会長

満場一致で承認されました。続きまして、議案第4号、農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について、承認される委員さんは挙手をお願いします。

委員一同

(挙手)

会長

ありがとうございます。満場一致で承認されました。続きまして、議案第5号、農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画について事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第5号、農用地利用集積計画について、

(農用地利用集積計画について朗読)

今月の新規利用権設定が7件、再設定が16件、転貸5件で合計28件になります。どの案件につきましても、農業経営基盤促進法第18条第3項及び町農業経営基盤強化促進基本構想の各要件を満たしていると考えます。

会長

ありがとうございました。それでは、各委員さんから何か質問はありませんか。

委員一同

(無し)

会長

ないようですので、議案第5号農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画について、承認される委員さんは挙手をお願いします。

委員一同

(挙手)

会長

満場一致で承認されました。続きまして、報告案件、報告第1号、農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局より説明をお願いします。

事務局

報告第1号、農地法第18条第6項の規定による通知について

番号1 申請地：田中字砂古 7, 016㎡
地目：田3筆
解約日：令和3年1月31日
解約理由：売買のため

番号2 申請地：田中字茶臼 5, 582㎡
地目：田2筆
解約日：令和2年12月23日
解約理由：売買のため

番号3 申請地：平木字上所 1, 947㎡
地目：田1筆
解約日：令和2年12月31日
解約理由：耕作不便のため

番号4 申請地：平木字上所 1, 947㎡
地目：田1筆
解約日：令和2年12月31日
解約理由：耕作不便のため

番号1については、3条申請番号1になりますが、売買のために解約するものです。

番号2については、3条申請番号2になりますが、売買のために解約するものです。

番号3、4については、農地機構をつうじて貸し借りをしていましたが、担い手から耕作不便ということで担い手と農地機構、貸し手と農地機構ともに解約するものです。

会長

ありがとうございました。報告案件ですが、何か質問があればお願いします。

委員一同

(無し)

会長

ないようですので、この案件は終わります。それでは、香川県農業会議常設審議委員会審議報告について報告します。

(資料読み上げ)

何か質問があればお願いします。

委員一同

(無し)

会長

その他ですが、何かありませんか。

委員一同

(無し)

会長

ないようですので、これで定例会を終了といたします。ありがとうございます。

以上、この議事録が正確であることを証するため、会長及び議事録署名委員は、ここに署名する。

令和3年1月 日

会長 _____

署名委員 _____

署名委員 _____